

横浜市立大学理学部通則

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 19 号

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 8 号

(学部の目的)

第 1 条 横浜市立大学理学部（以下「本学部」という。）は、自然科学の基礎を全般的に学ぶことで、物質科学的概念を持ちつつ、細胞・個体スケールの生命現象をとらえることができる人材、生命現象を原子・分子スケールで起こる物質科学をとらえることができる人材、及び医学・農学・工学などの連携研究にも積極的に挑戦できる人材を育成することを目的とする。

(教育課程及び授業科目)

第 2 条 本学部の授業科目は、全学開放科目と専門科目に分ける。

2 全学開放科目は共通教養科目と教職専門科目及び他学部で開講する専門科目等のうち一部の科目とする。

(単位)

第 3 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によることを原則とする。

- (1) 講義科目及び演習科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習、実技及び語学科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修登録単位数の上限)

第 4 条 学則第 40 条の規定に基づき、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として、学生が取得すべき単位数について、学生が 1 学期あたりに履修科目として登録することができる単位数の上限は、24 単位とする。ただし、教職専門科目はこれに含まないものとする。

2 前項の単位数の上限には、他大学等における履修科目で単位認定の対象となる科目は含まない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、前学期の履修登録科目の成績が全て「秀」で、かつ Practical English の単位を取得済の学生については、28 単位まで登録することができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、Practical English の単位を取得済の学生については、「Advanced Practical English I」、「Advanced Practical English II」、「Advanced Practical English III」、「Advanced Practical English IV」、「Advanced Practical English V」、「Advanced Practical English VI」及び「Advanced Practical English VII」の授業科目のうち、学期ごとに 1 科目 2 単位を上限に加えて登録することができる。

(科目の履修方法)

第 5 条 学則第 42 条第 2 項の規定による共通教養科目の履修方法、及び学則第 43 条第

2 項の規定による専門科目の履修方法については、本学部運営会議の議を経て学部長が定める。

(進級要件)

第6条 学生が1年次から2年次に進級する際には、教養ゼミ又は基礎ゼミの単位取得を要件とする。

2 学生が2年次から3年次に進級する際には、Practical Englishの単位取得を要件とする。

3 前2項の規定にかかわらず、進級に際しては、各学年1年以上の在学期間を有することを進級の要件とする。

(試験)

第7条 試験の方法は、筆記試験、口述、論文提出、実技、実習等により行う。

2 試験は各学期中に行う。

3 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった学生は、追試験の受験を申請することができる。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀 (S A) : 90点～100点

優 (A) : 80点～89点

良 (B) : 70点～79点

可 (C) : 60点～69点

不可 (D) : 59点以下

3 前項の規定にかかわらず、他大学等で取得した単位（横浜市内大学間単位互換制度にもとづき取得した単位を除く。）の評価は「単位認定」と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申し立てをすることができる。

5 成績確認の申立に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業単位数及び卒業要件)

第9条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

授業科目 単位数

全学開放科目 35～43単位

専門科目 74単位

全学開放科目又は専門科目 7～15単位

合計 124単位

2 本学部の卒業要件は、前項所定の単位を取得するとともに、次の各号の要件全てを充たすこととする。

(1) 全学開放科目における必修科目は35～43単位とし、これらの科目全ての単位を取得すること。対象科目及び必要単位数については、別に定める。

(2) 専門科目における必修科目は42単位とし、これらの科目全ての単位を修得すること。対象科目及び単位数については、別に定める。

（取得できる学位）

第10条 学生がその修得した所定の単位によって取得できる学位は、学士（理学）とする。

（教育職員免許状）

第11条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 本学部において当該所要資格を取得できる教育職員免許状及び免許教科の種類は、中学校教諭一種免許状（理科）及び高等学校教諭一種免許状（理科）とする。

（大学院授業科目の履修）

第12条 学生が、横浜市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に進学を志望し、本学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生が本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第13条 本学部に、学部の運営に必要な場合において、各種の委員会を置くことができる。

（委任規定）

第14条 この通則に定めるもののほか必要な事項は、本学部運営会議の議を経て学部長が定める。

附 則（平成31年規程第19号）

この通則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第8号）

この通則は、平成6年4月1日から施行する。